

岐阜市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要領

平成15年 2月14日決裁

改正 平成17年 8月10日決裁

改正 平成18年 9月29日決裁

改正 令和 3年11月26日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、市長が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合における手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の考察事項)

第2条 市長は、審判請求を行うにあたっては、審判の対象者（以下「本人」という。）に関し、次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

(1) 本人の事理を弁識する能力の程度

(2) 本人の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による本人保護の可能性

(3) 本人又は親族等、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人若しくは補助監督人が審判請求を行う見込み

(4) 市又は関係機関が行う各種施策の活用による本人に対する支援策の効果

2 前項の規定にかかわらず、3親等又は4親等の親族が審判請求を行うことが明らかであるときは、市長は審判請求を行わないものとする。

(審判請求の手続)

第3条 審判請求に係る申立書及び添付書類並びに予納すべき費用は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第4条 市は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は本人又は親族等が審判請求費用に係る市からの求償に応じる経済的能力があると認めた場合は、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

2 前項に規定する経済的能力の有無は、本人の1年間の収入額を生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき算定される生活保護基準額の1.7倍に相当する額と比較し、及び他の資産を考慮し判定するものとする。

(国庫補助申請)

第6条 市長は、前条の規定による審判請求費用の求償を行わなかった場合は、当該審判請求費用について老人福祉法の規定による申立てにあっては、地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）により、知的障害者福祉法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による申立てにあっては、地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により通知された規定に基づき、厚生労働大臣に申請等を行うものとする。

2 前項の規定による申請等は、岐阜市成年後見制度利用支援事業後見人等報酬補助金交付要綱（平成15年2月24日決裁。以下「要綱」という。）に基づき補助金を交付した場合であっても、行うものとする。

(審判開始請求にあたっての家庭裁判所等との調整)

第7条 市長は、要綱に基づく助成の適用について、家庭裁判所に情報提供するものとする。

(成年後見人等との連絡)

第8条 市長は、家庭裁判所が選任した成年後見人等（以下「成年後見人等」という。）と連絡をとるものとする。

2 成年後見人等は、報酬付与の審判の申立てをし、又はその審判がなされた場合にはその旨を市長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要領の定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月29日から施行する。ただし、第1条の改正は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月26日から施行する。